

滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県産業廃棄物税条例（平成 15 年滋賀県条例第 6 号）付則第 3 項には、平成 21 年の改正後 5 年を目途として、施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとして規定されており、この規定に基づき所要の検討を行った結果を踏まえて、現行制度を継続し、今後 5 年を目途として再度検討を行うこととするため、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県産業廃棄物税条例について、今後 5 年を目途として検討を行うための規定を設けることとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号） 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第18条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 知事は、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第5号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第1条～第18条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 知事は、滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成26年滋賀県条例第 号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

滋賀県産業廃棄物税条例について

1 経緯

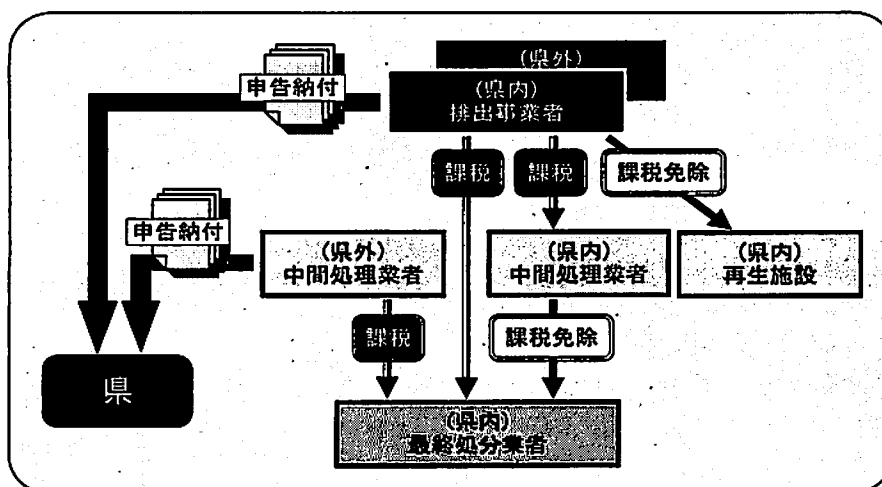
産業廃棄物税条例の規定について、平成21年の改正後5年を目途とする見直しを定めた条例付則に基づき、同条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案のうえ、税の必要性や課税方式等について検討を実施した。

【参考 滋賀県産業廃棄物税の制度】

課税方式	排出事業者（県外の間処理業者を含む）による申告納付
課税客体	県内中間処理施設または県内最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	産業廃棄物の搬入重量（トン）
免税点	1事業所あたり 年間500トン
税率	1トンにつき 1,000円
課税免除	・再生施設（※）への搬入 他の課税団体との二重負担調整 等

※再生施設…中間処理施設等で、再生率（中間処理後の搬出に占める有償譲渡または自己利用の割合）が90%以上の施設

概念図



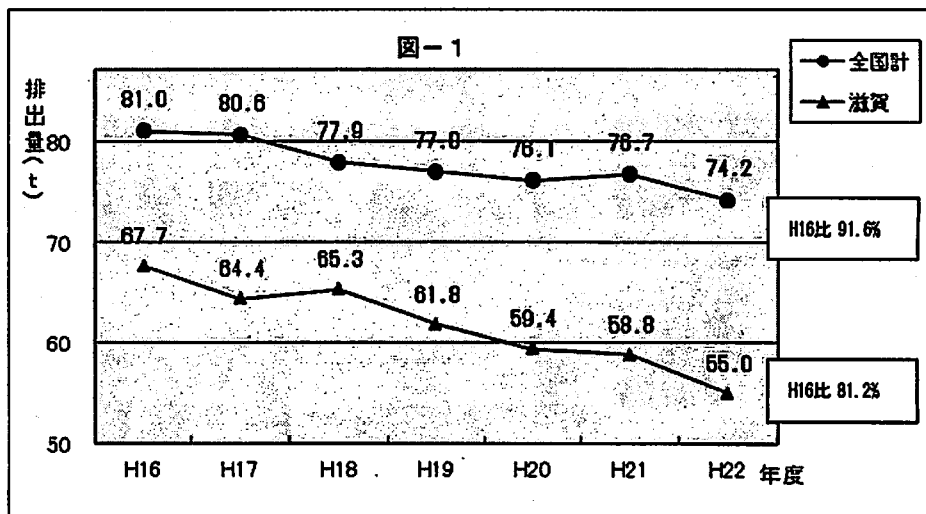
2 現在の状況

(1) 産業廃棄物の総排出量、最終処分量の推移

単位（万t）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
総排出量	400.6	398.0	403.8	404.3	389.1	373.5	359.6	376.2
最終処分量	14.6	14.2	10.3	10.3	11.2	9.6	8.7	9.0

(2) 県内総生産1億円当りの排出量(全国比較)



※全都道府県の県内総生産額・排出量はH22年度まで公表

景気の変動により産業廃棄物の排出量等は増減する傾向がある。

景気の影響を排除するため県内総生産1億円当りの排出量を求め、全国と比較したところ、本県の排出量の減少比率(対16年度比)は全国を上回っており、産業廃棄物税は排出量削減に一定の誘因効果があると考えられる。

(3) 税収と使途

単位(千円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
基金期首残高	152,047	138,971	118,034	74,548	79,651
税収額	71,814	72,410	45,361	38,683	43,239
使途事業執行額	85,998	93,929	89,151	33,640	22,401

税収は県内の産業廃棄物の発生抑制や再利用その他適正処理を促進する事業に充てている。

《主な使途事業》

- ・産業廃棄物減量化技術研究開発事業
- ・廃棄物の資源化仲人事業
- ・産廃不法投棄防止対策事業
- ・民間事業者循環資源活用施設整備支援事業
- ・クリーンセンター滋賀周辺整備事業(H23年度まで)

3 検討結果

(1) 税の必要性

本県の第三次廃棄物処理計画では、経済成長予測等を踏まえて、平成27年度の最終処分量10万tを目標としており、これを達成するために産業廃棄物税の果たす役割は大きい。

また、使途事業については、今後も継続して実施する必要があることから、産業廃棄物税を継続する。

(2) 課税方式等

課税方式、免税点、税率、課税免除について、施行から10年目を迎え現行制度が定着していることなどから現行制度を維持する。